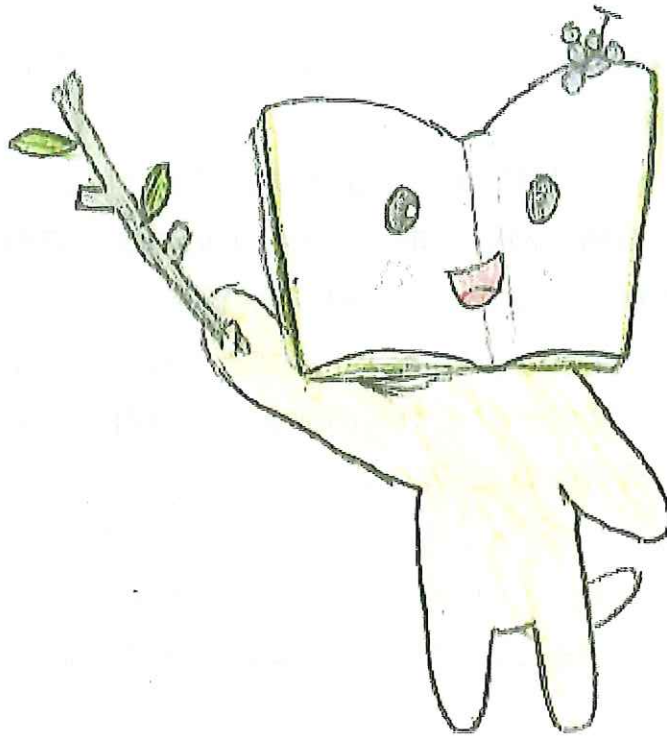


第五次

川棚町子ども読書活動推進計画



マスコットキャラクター「^{ほんた}本多先生」
(デザイン：石木小学校 南 風花さん)

令和6年4月

川棚町教育委員会

はじめに

このたび、子どもの読書推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、令和5年3月28日、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。

これは、政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示すものです。

川棚町でも5年ごとに「川棚町子ども読書活動推進計画」（以下推進計画）を策定し、関係機関・団体、ボランティアの皆様と協働で子どもの読書環境をより豊かにするための、様々な取組を行ってきました。

中央公民館図書室では、「ブックスタート事業」をはじめ「子ども読書フェスティバル」「読書郵便」など数々の取組を川棚町子ども読書活動推進委員会と川棚町教育委員会及びボランティアが協力して取り組み、幼少時から子どもが本に親しむ機会を提供してきました。

また、町内の小中学校では、図書システムを早期に導入し、蔵書管理や司書補助職員を配置するなど、図書室利用の利便性の向上に努めてきました。

しかし、令和2年1月から令和5年までの約4年間は、新型コロナウイルスの感染拡大により、各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等、図書へのアクセスがしにくい状況が発生し、図書館の児童生徒用図書の貸出数や全校一斉の読書活動を行う学校の割合が減少しました。

文科省は令和4年末までに不読率（ひと月に本を一冊も読まない児童生徒の割合）の目標を、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下と設定していましたが、現状は小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%といずれの学校段階でも数値目標は達成されていません。

第一次から第四次までの推進計画で取り組んできた成果と課題を踏まえて、川棚町の子どもたちの読書活動をより豊かにし、「子どもの読書量日本一」をめざし、ここに令和6年から令和10年まで、「第五次

川棚町子ども読書活動推進計画」を策定します。

本推進計画は、子どもの読書活動に関する意義を追及するとともに、読書環境を整備し、家庭・地域・学校等の社会全体で子どもの主体的な読書活動の推進を図るための方向性や具体的取組を示すものです。

川棚町教育委員会では、この推進計画に基づいて、子どもが読書に親しむ環境を整備し、充実するための方策に取り組んでいきます。

川棚町教育委員会 教育長 諸岩達哉

1. 子ども読書活動推進計画にあたって

川棚町では、平成14年9月から子どもの体とこころの健やかな成長を願って、0才からはじまる子どもと本をつなぐブックスタート事業を進めてきました。

また、平成17年6月に川棚町の基本となる読書計画である「第一次川棚町子ども読書活動推進計画（以下「計画）」を策定し、平成21年2月に第二次計画、平成26年4月に第三次計画、平成31年4月に第四次計画を策定し、川棚町の子どもたちの読書活動を推進してきました。

この第四次計画が令和5年度に終了するため、川棚町教育委員会では、家庭・学校・地域で連携しながら、子どもが読書を楽しむ環境を整備し、読書に親しむ機会を増やすことを目的として、「第五次川棚町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

第五次計画は、川棚町総合計画、県及び国の関連計画との整合性を図っています。

川棚町子ども読書活動推進計画と川棚町・県・国の関連のある計画

年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
川棚町				第六次川棚町総合計画(R4~R13)							
				前期基本計画(R4~R8)							
				川棚町教育振興基本計画(R4~R8)							
県	第四次川棚町子ども読書活動推進計画(R1~R5)				第五次川棚町子ども読書活動推進計画(R6~R10)						
	第四次長崎県子ども読書活動推進計画(R1~R5)				第五次長崎県子ども読書活動推進計画(R6~R10)						
国	第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(H30~R4)			第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(R5~R9)							

2. 第五次計画策定の趣旨

(1) 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、コミュニケーション力を養い、人生をより豊かに深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないもので、子どもの成長過程において、読書は大きな役割を果たします。

しかしながら、テレビやインターネット、スマートフォンやオンラインゲームなどの普及により、子どもが楽しみを得る手段が多様化し「読書離れ」が進んでいます。

大人が読書の意義を理解し、読書の楽しさ、大切さを子どもたちに伝えていくとともに、子どもの読書習慣が身につくよう、手助けしていくことが大切です。



(2) 計画策定の目的

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が規定されるとともに、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することになりました。この法律に基づき、国では令和5年4月に「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、県では令和6年3月に「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

これらを受けて、川棚町教育委員会では家庭・学校・地域で連携しながら、子どもが読書を楽しむ環境を整備し、読書に親しむ機会を増やすことを目的として、「第五次子ども読書活動推進計画」を策定します。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における読書活動の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間をこの計画の期間とし、子どもの読書推進活動を継続的かつ発展的に推進するものです。

子どもの読書活動の推進に関する法律 第9条第2項 (平成13年)

第五次全国読書活動の推進に関する基本的な計画 (令和5年度～令和9年度)

第五回長崎県子ども読書活動推進計画 (令和6年度～令和10年度)

川棚町教育振興基本計画 (令和4年度～令和8年度)

第五次川棚町子ども読書活動推進計画 (令和6年度～令和10年度)

川棚町第六次総合計画

第五次川棚町子ども読書活動推進計画 (令和6年度～令和10年度の5年間)

1. 家庭

- ・家庭での読書習慣を促すPR
- ・毎月第3日曜日における「家族10分間読書運動」の推進

2. 保育園・認定こども園

- ・保育園・認定こども園、読み聞かせボランティア団体等との連携
- ・保育園・認定こども園での各家庭への貸出

3. 学校

- ・朝の読書活動や読み聞かせ等の継続
- ・学校図書室の充実
- ・学校、学校図書司書補助職員、図書ボランティア等の連携・協力
- ・PTAと連携した啓発・広報

5. 民間団体

- ・ボランティア団体への支援の継続
- ・ボランティア団体と学校・公民館等の連携・協力

【読書活動を通じて】

言葉を学ぶ
感性を磨く
表現力を高める
創造力を豊かにする

豊かな人間性の育成
確かな学力の向上

4. 中央公民館図書室

- ・ブックスタートの継続
- ・児童向け図書の実施
- ・県立図書館との連携
- ・購入図書の情報提供 (町ホームページなど)
- ・町立小中学校図書室との連携
- ・読書に関するイベントの継続
- ・学習スペースの確保

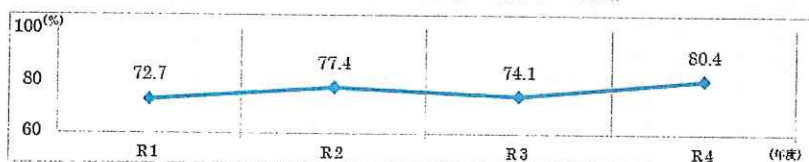
3. 第四次計画期間における取組と課題

(1) 家庭における子ども読書活動の推進

テレビやインターネット、スマートフォンやオンラインゲームなどの普及により読書に触れる機会が少なくなっており、子どもたちが家庭で読書や文字に親しむ時間は十分とは言えない状況です。

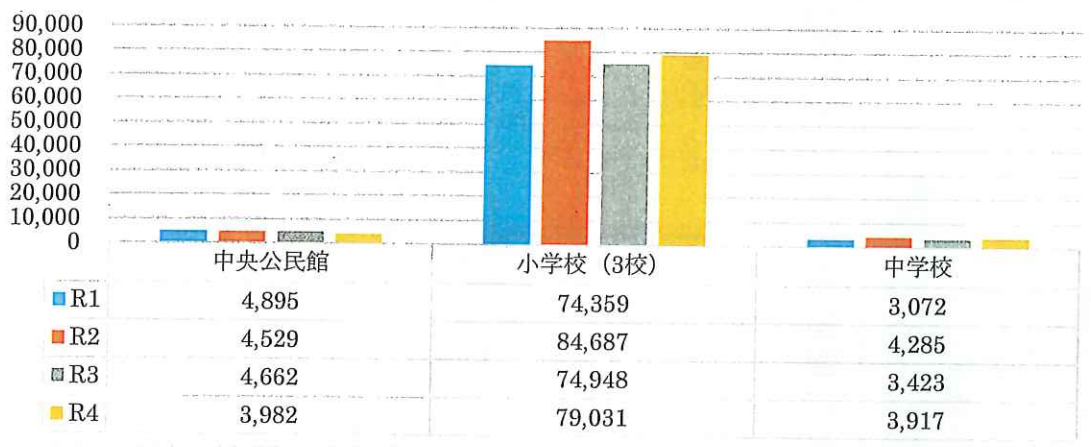
また、中学生になると部活や塾等に通う子どもも増えることから、年齢が上がるにつれ、読書離れが進んでいます。

<家庭における読み聞かせ(週1回以上)の実施率:幼児(3~5歳)>



「家庭における子ども読書活動の実態調査」より 生涯学習課

図書室の貸出冊数



各学校等の図書室の貸出冊数(各学校・中央公民館図書室調べ)

【第四次計画での具体的取組内容】

家庭での読書週間を促すPR

毎月第3日曜日*における「家族10分間読書運動」の推進

*「家庭の日」: 毎月第3日曜日を基準日とし、家族の回らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた暖かい家族関係を育てる

契機とするための日です

(2) 保育園・認定こども園における読書活動の推進

各園では、年齢にあった絵本の読み聞かせや絵本コーナーの設置、各家庭への貸出、町図書室の利用、ボランティアによる絵本等の読み聞かせ、情報交換や研修会等への参加を行いました。

今後はさらに、各園との連携や読み聞かせ団体との協力について調整を図り、取組を充実させていく必要があります。

【第四次計画での具体的取組内容】

保育園・認定こども園、読み聞かせボランティア団体等との連携
保育園・認定こども園での各家庭への貸出

(3) 学校における子ども読書活動の推進

町内の小中学校では、朝の読書活動や音読タイム、親子読書、読書郵便などにも積極的に取り組みました。

また、保護者やボランティアによる読み聞かせ活動も行われ、学校とPTA・ボランティア団体との連携を図ることができました。

学校図書室司書補助職員を配置していることで、図書資料の整理や図書室利用のマナーも向上しています。

学校における取組が、家庭における取組と関わり合うことを保護者に認識してもらうため、さらにPTAと連携した啓発・広報・取組に力を入れると共に、学校図書室と町図書室との連携・協力を図っていく必要があります。

【第四次計画での具体的取組内容】

朝の読書活動や読み聞かせ等の継続
学校図書室の充実
学校、学校図書室司書補助職員、図書ボランティア等の連携・協力
PTAと連携した啓発・広報

(4) 中央公民館図書室における子ども読書活動の推進

子どもが本と触れ合う機会として、県内では最も早くブックスタート事業^{※1}を実施しており、現在も継続しています。

児童向け図書については、県立図書館での協力貸出により120冊(年3回)の児童図書を選書しているほか、年間購入図書(約200冊)の約30%が児童書を占めるなど、蔵書の充実を図りました。

県立図書館との連携については、県立図書館が無償で提供している協力貸出及び一括貸出を積極的に活用し、利用者のニーズに対応するほか、県立図書館が実施する各種研修会へ参加する等、中央公民館図書室(以下「町図書室」)司書補助職員の能力向上にも努めました。

購入図書の情報提供では、町広報誌に毎月3冊紹介、町図書室での展示、町ホームページ及びデジタルサイネージへの掲載を行いました。

また、おすすめの本の展示や県が配布する「子どもに進める本500選」のリーフレット等の掲示、リクエスト本の受付、町図書室司書補助職員が保育園・認定こども園へ出向き、読み聞かせ会を実施するなど、子どもが本と触れ合える機会を増やすための取組を行いました。

小中学校図書室との連携に関しては、「川棚町子ども読書活動推進委員会」での情報提供や意見交換、図書システムを活用した図書の検索等により行っています。

また、川棚町子ども読書活動推進委員会と町教育委員会が協力し読書に関するイベントを実施しました。

本町の図書室は、本を借りる・読むだけではなく、学習の場として利用する子どもたちも多い一方で、中央公民館の一室を利用しているため、スペースに限りがあるのも現状です。そこで、長期休暇期間中やテスト前などに中央公民館の空き部屋を学習室として開放しスペースの確保に努めました。

今後も現在の取組を継続しながら、さらに中身に工夫を凝らし、質的な向上を図り、図書室機能の充実に努めることが課題となります。

※1 本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする。絵本をひらくことで広がる豊かな時間を、まわりの人と共にする(親子の絆を深める)事業。本町では平成14年度(10か月児)から実施。平成23年度からは6～7か月児を対象に実施している。

【第四次計画での具体的取組内容】

ブックスタートの継続
児童向け図書の充実
県立図書館、佐世保市立図書館等との連携
購入図書の情報提供（町ホームページなど）
町立小中学校図書室との連携
読書に関するイベントの継続
学習スペースの確保



（５）民間団体における子ども読書活動の推進

ボランティア団体の取組支援については、近年、新型コロナウイルス感染拡大により毎年開催していた研修会を見送ってきましたが、ブックスタート事業や県立図書館の一括貸出に係る選書への協力、学校・子育て支援センター等での読み聞かせ、読書イベントへの参加協力を行いました。

今後も、取組を継続し、ボランティア団体同士の相互連携、情報交換・提供を行っていく必要があります。

【第四次計画での具体的取組内容】

ボランティア団体への支援の継続
ボランティア団体と学校・公民館等の連携・協力



4. 第五次計画 取組内容と数値目標

(1) 家庭における子ども読書活動の推進

子どもの読書の習慣は日常生活を通じて形成されるものであり、特に家庭は重要な役割を担っています。子どもにとって一番身近な存在である保護者が継続的な取組を行うことにより親子のふれあいの機会が増え、絆を深める大きな効果が期待できます。

また、読書をすることで子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を高め、コミュニケーション力を養うとともに、多くの知識を得ることができるようになります。

このことから、家庭における読書の習慣化を促し、読書の重要性について保護者の理解を高めていく必要があるため、県が推進している「家族10分間読書運動」等の広報・啓発活動を行い、家庭における読書活動を推進します。

具体的取組内容
家庭での読書習慣を促す PR
毎月第3日曜日*における「家族10分間読書運動」の推進

*「家庭の日」：毎月第3日曜日を基準日とし、家族の団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた暖かい家族関係を育てる契機とするための日です。

(2) 保育園・認定こども園における読書活動の推進

家庭とともに、幼児期の人間形成の基礎を担うのが、保育園・認定こども園です。保育園・認定こども園において、感性や知的好奇心を刺激する優良な絵本や図鑑などの出会いは、子どもたちの想像力を育み、考える力や表現力を培ってくれます。

こうした乳幼児期における読書体験は、家庭における読書、小学校における読書へと発展的に波及していく効果が期待され、成長して大人になってからもずっと残り続けるものです。

保育園や認定こども園では、絵本を活用した保育や教育を行っており、幼児期における絵本の重要性を十分認識し、毎日絵本の読み聞かせを行ったり、各クラス等に図書コーナーを設け子どもたちが自由に絵本を手にとることができるように工夫したり、各家庭への貸出も行っています。

今後も、保育園・認定こども園、読み聞かせボランティア団体等と連携し、取組を充実させていきます。

具体的取組内容
保育園・認定こども園、読み聞かせボランティア団体等との連携
保育園・認定こども園での各家庭への貸出

(3) 学校における子ども読書活動の推進

学校は、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。

その中でも図書室は、学校教育における児童生徒の学びを支援する施設として重要な位置を占めています。

小学校中学年から高学年にかけては、読み聞かせ等の受動的な読書から、能動的・自発的な読書へと変わることから、読書指導がより大切になります。

学校、学校図書司書補助職員、図書ボランティア等が協力し、朝の読書活動や読み聞かせ等継続的に実施し、読書郵便などにも積極的に取り組みます。

さらに、学校における取組が家庭における取組と関わり合うよう保護者にも認識を深めてもらうため、PTAと連携し啓発・広報を図って行きます。

また、町図書室とも連携し、子どもの読書週間に合わせた取組を実施します。

子どもと本の出会いの場として、また、学習や生活の中で気軽に足を運びたいくなる場として、環境整備に努めます。

具体的取組内容
朝の読書活動や読み聞かせ等の継続
学校図書室の充実
学校、学校図書司書補助職員、図書ボランティア等の連携・協力
PTA と連携した啓発・広報

(4) 中央公民館図書室における子ども読書活動の推進

本町の図書室は、中央公民館の一室を利用しているため、配架・閲覧スペースが非常に狭く、図書室運営そのものに不便をきたしているのが現状です。

したがって、公共図書館を保有する市町と比べて子どもの読書活動のために特別な企画をするには大きな制約がありますが、川棚町では、県内でも最も早くブックスタート事業を実施し、子どもと本の出会いの橋渡しを行ってきました。

今後もこの事業を継続していくとともに、子どもが本と触れ合う機会の提供や町図書室を住民の学習活動に有効に活用できるよう、小・中学校図書室や他の公共図書館との連携を図り図書館機能の充実に努めます。

また、多様化する利用者のニーズに対応していくために、施設の整備・充実に努めます。

具体的取組内容
ブックスタートの継続
児童向け図書の充実
県立図書館、佐世保市立図書館等との連携
購入図書の情報提供（町ホームページなど）
町立小中学校図書室との連携
学習スペースの確保
読書に関するイベントの継続

(5) 民間団体における子ども読書活動の推進

子どもの読書活動の推進には、保護者だけでなく、地域やボランティア団体なども重要な役割を担っています。

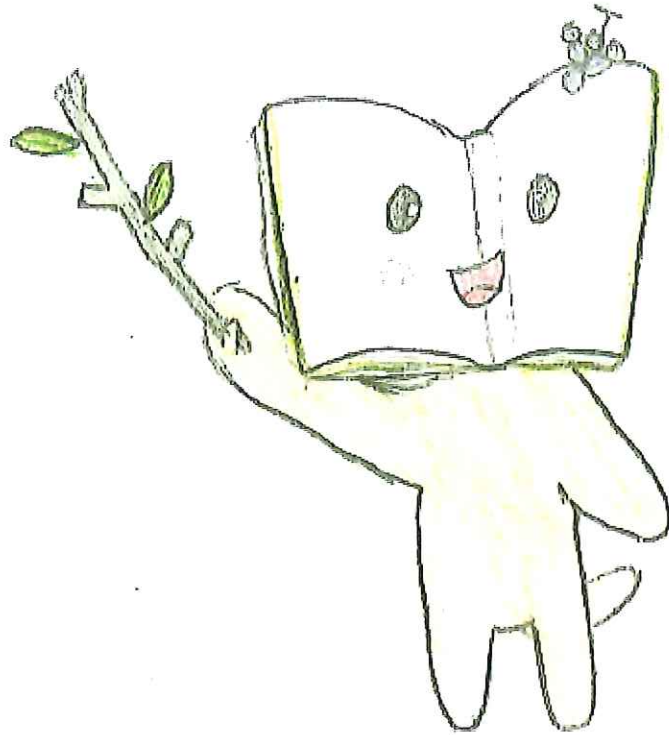
川棚町では、読書ボランティア団体によるブックスタート事業、中央公民館でのイベント、町内小学校における朝の読書タイム等、子ども読書活動に対して取組を行っています。

これらの取組が継続するよう支援していきます。

具体的取組内容
ボランティア団体への支援の継続
ボランティア団体と学校・公民館等の連携・協力

5. 第五次計画 評価指標

	評価指標	令和5年度 (基準)	令和10年度 (目標)	備考
家庭	家庭における読み聞かせ [週1回以上] の実施率 [幼児3～5歳]	80.4% (令和4年度)	82%以上	家庭における子ども読書活動の実態調査(県教育庁生涯学習課調査)
図書室	町図書年間貸出数	11,444冊 うち児童書 3,982冊 (令和4年度)	12,000冊 うち児童書 4,200冊	町図書室調べ
学校	小中学校図書年間貸出数	82,948冊 (令和4年度)	85,000冊	小中学校図書室調べ



ほんた
「本多先生」

本のみりよくをつたえるために
本の国からきた本のようせい。
すきな物はぶどう。

